

2011年8月26日

「司法修習制度の意義と貸与制について」(「第4回フォーラム
日本弁護士連合会提出資料」資料1)に対する補充説明書

日本弁護士連合会

1 フォーラム事務局が実施した奨学金調査により「過半数の回答者が奨学金を受給していない」との結果(数字)が出たことの解釈について

上記資料では、この点につき、「フォーラム事務局が実施した奨学金調査では、過半数の回答者が奨学金を受給していないとの結果が出ましたが、この意味は、法科大学院学生の大部分が無職無収入であることに鑑みると、自己資金または親族の資金で法科大学院の高額な学費と生活費が賄える階層が新法曹の過半数に達しているということの意味します。」(以上を「前段」と言います。)
「つまり、経済的に貧しい階層は裁判官・検察官・弁護士になれないという懸念がすでに現実のものとなりつつあるのです。」(以上を「後段」と言います。)(同資料3~4頁)と述べました。

2 前段についての補充説明

(1) 平成22年の勤労者世帯(いわゆるサラリーマン世帯)の1か月の平均収入(実収入)は、1世帯当たり52万1千円であり、実収入から税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出(非消費支出)を除いた、いわゆる手取り収入(可処分所得)は43万円です。そして、手取り収入のうちの31万8千円が、食料や住居費などの生活費(消費支出)に使われ(教育費は約1万8千円)、その残り(黒字)の11万2千円が、預貯金や生命保険の掛け金のほか住宅ローンなどの借金の返済に充てられている(総務省統計局「家計簿からみたファミリーライフ」平成23年8月)とされています。

また、厚生労働省のデータによると、平成21年の1世帯当たりの平均所得金額は549万6千円、中央値は438万円であり、平均所得金額(549万6千円)以下の割合は61.4%に上っています(「平成22年 国民生活基礎調査の概況」平成23年7月)。

(2) 一方、法科大学院の学費負担は、初年度が国公立110万円程度、私立150万円程度、それ以降の年度も国公立80万円程度、私立130万円程度となっています。学生には、これに生活費(月5万円~15万円程度)の負担が加わります。したがって、法科大学院に進学・在籍するためには、初年度の場合、年170万円~330

万円程度，それ以降の年度も年 140 万円～310 万円程度の費用の捻出が必要となりますから，上記のような平均的な世帯では，法科大学院に進学する子女を奨学金などの利用なくして経済的に支えることは困難だと言えます。

- (3) そうすると，自己資金または親族の資金で法科大学院の高額な学費と生活費が賄える階層が新法曹の過半数に達しているという事実（前段の事実）は，上記のような国民の収入状況・生活状況の中では，法科大学院生の出身世帯が，高収入世帯に割合的に偏っていることを意味するものと考えます。

3 後段についての補充説明

後段は，上記のような国民の世帯収入分布からすれば，法科大学院の学生にはもっと奨学金利用者が多いはずであるところ，そのようになっていないのは，高収入世帯といえない世帯の若者の中には経済的理由により，法律家になることをあきらめている者が相当数いるはずである，と推測・解釈したものです。

そもそも法科大学院は学費が高額になることから，奨学金の貸与希望者は原則として全員借り入れができるように配慮されていたものであり，にもかかわらず過半数が貸与を受けていないことは大きな驚きです。よって，上記の推測・解釈には十分理由があると考えます。

なお，アンケート集計結果のようなデータはありませんが，関係者や本人からの個別の報告，聴き取り結果がありますので，別紙のとおり報告します。単なる抽象的な可能性ではなく，実際に具体的に法律家になることをあきらめるケースが発生していることを御理解いただきたいと考えます。

以 上

経済的理由により進路変更を余儀なくされた(されている)ケース

	情報提供者	内容
1	法科大学院修了生	<p>大学卒、証券会社退職後、旧司法試験を受験していたAさんは、父親の死亡によりロースクール進学を諦めました。</p> <p>大学商学部卒業後、旧司法試験を受験していたBさんは、父親の会社倒産の後、ロースクール進学を諦めました。</p> <p>(ビギナーズ・ネットのメンバーからの報告)</p>
2	法科大学院修了生	<p>私は平成20年まで旧司法試験を受けていた関係で、旧司法試験組の知り合いがたくさんいます。彼らのほとんどは、平成18年で経済的理由から法曹への道をあきらめました。</p> <p>某大手受験予備校のスタッフはほとんど旧司法試験組です。</p> <p>私自身、ロースクールに入るために、3年フルタイムに仕事をしてお金をためました。</p> <p>(ビギナーズ・ネットのメンバーからの報告)</p>
3	法科大学院修了生	<p>私の親友は大学時代から奨学金を借りており、法科大学院終了時ですでに700万円という多額の借金をしておりました。</p> <p>その友人は嘆いていました。貸与制になって300万円の借金を上乗せさせられるのなんて耐えられない、合計1000万円もの多額の借金をするのが怖いと言っておりました。</p> <p>彼は自分の父を事業の失敗による自殺で亡くし、父のような自殺者を出したくないとの使命感をもつ志の高い人でしたが、そのような彼でも、やむなく民間企業へ就職するという決断を余儀なくされました。</p> <p>なお、その親友は、法科大学院修了後給費制が存続していた2008年、2009年に2度受験しています。2009年の不合格発表を受けて、残り1回のチャンスを使いたかったものの、2010年は当初は貸与制の予定でしたので、残念ながら借金額の多さに恐怖心を抱きリタイアしました。</p> <p>(8月2日日弁連主催の院内集会での発言)</p>
4	法学部学生	<p>自分も法曹を志望している学部生として、貸与制への移行について関心を持っている中、今日参加したのですが、実際僕も貸与制へ移行するかどうかで、このまま法曹の道に進むのを諦めようか悩んでいます。それほど貧しい家庭というわけではないですが、やはり親への負担ということを考えると厳しい道であると考えています。</p> <p>(7月28日青山学院大学法学部での集会出席者の感想)</p>
5	法学部学生	<p>私は最近様々な理由から、法科大学院の進学を諦め就職の道を選びました。その一つの理由として経済的なものがあります。目指している当時から貸与制への移行に関心を持ち、又日々の生活の中で基本書のお金など勉強していく上でかかる必要費用が高いと感じ、友人ともお金で資格を買うようなものだと話していました。本日、機会にめぐまれ、色々な話を聞くことができ、自分が想像していたよりもさらに状況が深刻なものなんだと初めて認識しました。この現状が続くと思うと、正直、就職を選んで良かったと感じてしまいます。友人にも法曹志望がたくさんいるので、この現状を変えなければいけないと感じました。</p> <p>(7月28日青山学院大学法学部での集会出席者の感想)</p>
6	法学部卒業生	<p>私は2001年に大学に入学しました。まさに過渡期の受験生でしたが、入学以来、一生懸命勉強してきました。</p> <p>でも、2003年の11月に両親が職を奪われ、裁判を行ない始めてから家計が苦しくなりました。受験勉強中心の生活をしたかったのですが、2004年の夏から大手学習塾の講師をしました。とても苛酷な仕事と人間関係に毎日疲れてしまい、成績も下がりました。その後バイトをやめて、2006年から試験一本の生活にしました。成績は上がり、2007年には択一試験に合格しました。2008年の最終合格を目指して猛勉強してましたが、この年の択一試験の合格者は1600人ほどで、私は1967位で落ちました。去年までなら合格できた成績で落ちたことに啞然としました。自分を責めました。</p> <p>こんな自分に周りはロースクール進学を勧めてくれましたが、2007年の秋に父親が脳梗塞で倒れて無職かつ要介護になっていたこともあり、これ以上の学費や生活費の工面は難しくなっていました。まだ中学生と大学生であった妹たちの学費も稼ぐ必要がありました。ロースクールに通うのにもう少し学費が安ければ司法試験を続けたかったのですが、生活と家族のことを考えると挑戦できませんでした。断腸の思いでした。</p> <p>経済的理由で法律家の道を諦める人はたくさんいます。ロースクールの学費の値下げと、合格後の司法修習生への給費制存続は、多くの人材を法曹に迎えるための最低限のシステムです。どんな職場であっても、見習い期間に出た給料を全て返還させるなんて有り得ないはずで、給費制の存続をよろしく願います。</p>